

## 奈良県障害者計画策定に関して、いただいたご意見と県の考え方

平成22年2月8日から2月28日に実施いたしました計画策定に関する意見公募（パブリックコメント）につきまして、多くの皆さま方から、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。次のように取りまとめましたので、結果を公表いたします。

### 【計画全体に関するご意見】

意見の概要	県の考え方
1 困難事項への対応を優先するべき。	<p>本計画は障害者基本法第9条第2項に基づく10年の長期計画及び障害者自立支援法第89条第1項に基づく障害福祉サービスの確保のための計画となっております。このことから、本計画につきましては中長期的な視点から、県の障害者施策のための基本的方向や重点的に取り組むべき課題を記載しております。</p> <p>ご指摘の点につきましては、本計画に基づき取り組む相談支援などの様々な施策の中で、課題を把握し関係部局と連携を行いながら、解決に向けた個別検討を行うこととします。</p>
2 計画の前倒しをするべきである。 実際の支援資料等の作成は26年度以降となる。県案と実際の支援資料の同時作成を願う。	<p>本計画は障害者基本法第9条第2項に基づく10年の長期計画及び障害者自立支援法第89条第1項に基づく障害福祉サービスの確保のための計画となっております。このことから、本計画におきましては平成26年度及び23年度を目標とした取り組みが記載されております。</p> <p>具体的な施策につきましては、本計画を基本としながら様々な「実行計画」や「実践計画」などに基づき具体的に取り組むこととします。ご指摘のとおり、関係部局と連携を行いながら、優先的に取り組むべきことにつきましては、目標年度にとらわれず、個別に検討していくこととします。</p>
3 地域福祉の推進には、住民の方々の福祉に対する理解を高めることが不可欠だと考えるが、基本方針には示されていない。	<p>第2部の中に、障害に対する理解の不足による偏見や誤解をなくするため、関係機関と連携して学校、企業、行政などで啓発を進める事を新たに加えることとします。</p>
4 福祉職員が社会から尊敬され、やりがいや誇りを維持できるような条件整備を計画に記載して欲しい。	<p>本計画では「誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支えあう地域社会の実現」を理念として、地域住民や企業などと相互交流を図ることとし、相互交流等を通じて福祉職員の方が社会から尊敬され、やりがいや誇りを感じるような環境整備を図ることとします。第3部1-I-2②「福祉サービスの充実」及び第6部-4「人材育成等の取り組み」を通じて福祉サービスの質が向上することがご指摘の条件整備になると考えます。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>5 この様な計画を作成する場合当事者参加が求められる。なるべく多くの障害のある人の意見等が反映されるよう「奈良県障害者施策推進協議会」をはじめ各種の組織に障害者組織や当事者の方が参加できるよう検討して欲しい。</p>	<p>ご意見につきましては県でも必要と考えており、本計画策定にあたり、障害のある人やその家族等に実態調査を実施したこと、また計画の策定にあたって意見を求めた奈良県障害者施策推進協議会は、当事者の方やその家族といった各団体にも現に参加していただいています。本県の障害のある人が直面している課題やニーズを把握し、課題解決に向けて県民全体で取り組んでいくという視点で計画を策定しております。また、第3部1-II-1①「障害のある人の社会参加の促進」の中で、県は福祉に関する重要な施策を検討する委員会などでは、当事者参加を原則とした委員構成を進め、障害のある人の視点にたった施策検討を進めます。</p>
<p>6 触法障害者への受入・対応の整備。</p>	<p>県は、全ての障害のある人に対し、本計画に基づき地域生活や就労支援を行うこととします。また、触法障害者の受入などにつきましては、今後実態と課題を検証し関係部局と協議を行いながら必要な対応を検討します。</p>
<p>7 障害のある人の地域生活を見ると、生活・交通・医療・教育・権利擁護等様々あり、それぞれ法律や条例等で障害者支援を明言している。しかし関係は複雑で有効な支援が充分になされていない。これらとの連絡や情報、情報交換や調整機能などを具体化するべきである。</p>	<p>県は本計画の第3部や第6部の中で記載したとおり、特別支援教育の充実や住まいの確保、ソフト面やハード面のバリアフリー化の推進、障害者医療の充実、権利擁護のための施策の充実に努めることとし、ご指摘の意見については、その実態と課題を検証し、必要な対応を検討してまいります。</p>
<p>8 合理的配慮の意味説明が必要。</p>	<p>用語の解説で新たに記載することとします。</p>

### 【第3部 I 障害のある人の生活の質の向上に関するご意見】

意見の概要	県の考え方
<p>9 第3部1-I-1「生まれた時から成人まで一貫した個別支援計画に基づく支援」について、各団体や事業所ごとに異なる様式を使用しているため、ご本人は基本データの記入や説明を毎回する必要がある。また複数の関係者が支援するときや、ライフステージが変わる際のばらつきをなくす必要がある。</p>	<p>第3部1-I-1①「個別支援計画に基づく支援システムづくり」の中で、障害のある人の一貫した個別支援計画に基づく支援システムづくりの構築（個別支援計画の様式等も含めて）を検討することとします。</p>

意見の概要	県の考え方
10 第3部1-I-1①「個別支援計画に基づく支援システムづくり」の中で、特別支援学校→訓練機関→就労となっているが、特別支援学校→教育及び訓練機関→就労と加筆した方が良い。	特別支援学校卒業後、すぐに就職するのが困難な方には、ある程度の <b>期間</b> 、「訓練期間」を設けることを想定しており、ご指摘のとおり教育を受けることも、この訓練期間の中で含むものです。
11 第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の、18歳～20歳までの「所得保障がなく自立した生活ができない」は「所得保障がなく自立に向けた生活」が適当。	ご意見のとおり、修正させていただきます。
12 18歳から20歳までの間の収入の保障を。県単で方策を。	第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の中でも記載しているとおり、教育と年金受給の狭間で、所得保障がなく自立した生活ができないということを課題として認識しております。第3部1-I-3④「特別支援学校卒業後の自立プログラム」により、卒業してから就職するまでの間の施策について関係機関と連携して、今後検討することとします。
13 第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の、18歳～20歳までの「社会人として教育ができていない」とあるが、知的・発達障害の場合は一生涯療育と考えてもらいたい。	各種障害の共通課題における「教育と年金受給の狭間期における課題」のため、この様な記載となっております。ご意見につきましては、そのとおりと認識しています。
14 第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の成人期で、住まいの確保の中に入所施設の利用も入れ込むように。	入所施設につきましては、実態調査の結果から「入所施設の充実」を望まれている方もおられ、入所施設の今後のあり方については検討が必要であると認識しております。
15 第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の成人期で、「医療整備・余暇活動支援」も入れ込むように。	余暇活動に対する支援が不十分、安心して医療を受けることのできる体制が不十分を新たに記載させていただきます。
16 第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「乳幼児期における障害受容に対してのサポート」を追記する必要がある。	ご指摘のとおり記載させていただきます。

意見の概要	県の考え方
17 第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「医療機関の受入体制の整備と専門医の養成」について追記する必要がある。	各障害の共通課題として第3部1-III-1③「障害者医療の充実と福祉と医療の連携」の中で、障害のある人が安心して適切な医療を受診することができるよう、検討することとします。
18 第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「知的障害者の権利擁護に向けた取り組みの充実－権利擁護センターが必要－、障害者差別禁止条例や障害者虐待防止法の制定が必要」と追記する必要がある。	知的障害のある人も含めたすべての障害のある人に対する権利擁護に向けた取り組みは必要であると考えております。そこで、第3部1-III-4「相互理解と権利擁護の推進」の中で権利擁護のための施策の充実を図ることとします。
19 第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「知的障害のある人が地域に住まうためのバリアフリー化」と追記する必要がある。	知的障害のある人も含めたすべての障害のある人に対し、第3部1-III-2①「ハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進」の中で、すべての障害のある人が生活しやすい環境の実現をめざすこととします。
20 第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「知的障害のある人の本人活動の推進、支援体制の助成とネットワークの構築」と追記する必要がある。	第3部1-II-1①「障害のある人の社会参加の促進」やII-1③「障害福祉版アドプトプログラム」の中で、すべての障害のある人が地域住民との相互交流を進め理解を進めたり、ボランティア活動の仲介や活動に対する助言・支援、活動団体や関係機関のネットワーク化を検討することとします。
21 第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「知的障害のある人の家族支援の充実」と追記する必要がある。	第3部1-I-2「本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実」の中で、本人及びその家族に対して相談支援体制の充実や福祉サービスの充実を図ることとします。
22 第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「福祉就労・企業就労における知的障害のある人への理解不足」と追記する必要がある。	第3部1-II-1②「障害のある人の就労に向けた支援」の中で、県は労働局や奈良障害者職業センターと連携を行い、ジョブコーチ等の積極的な活用を行い、職場適用に向けた支援を行うこととします。また企業に対してはII-2③「企業による障害者雇用の推進」の中で、企業に対して障害のある人や障害特性について理解を進め、障害者雇用の環境の充実に努めることとします。

意見の概要	県の考え方
<p>23 「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「知的障害のある人の雇用環境の充実に向けての取り組み」と追記する必要がある。</p>	<p>第3部1-Ⅱ-1②「障害のある人の就労に向けた支援」の中で、県は労働局や奈良障害者職業センターと連携を行い、ジョブコーチ等の積極的な活用を行い、職場適用に向けた支援を行うこととします。また企業に対してはⅡ-2③「企業による障害者雇用の推進」の中で、企業に対して障害のある人や障害特性について理解を進め、障害者雇用の環境の充実に努めることとします。</p>
<p>24 第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、登美学園の建て替えだけでなく、家庭での養育が困難な障害児が措置終了後に地域で暮らしているように、地域社会で受け止める仕組みや施設からのケアホーム等への移行を段階的にすすめるような支援策が必要である。</p>	<p>県においても地域社会で受け止める仕組みやケアホーム等への移行を支援する仕組みが重要であると考えており、第6部においてケアホームを含め必要な福祉サービスの確保に向けた施策について記載しています。      今後は計画に基づく数値目標やサービス見込み量の達成に向けた取り組みを行ってまいります。</p>
<p>25 第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の障害種別ごと重症心身障害児者の看護師不足に医師も追加する。養護学校卒業後の日中生活の場が不足しているため、進路を決めることが困難と追記した方が良い。</p>	<p>ライフステージの課題は、看護師不足によって現在の施設が受け入れ困難となっている状況について記載したものです。なお、重症心身障害児者の課題に養護学校卒業後の日常生活の場が不足と新たに記載します。</p>
<p>26 第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の盲ろう者むけ福祉施策がない状況に「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」、「盲ろう者通訳・介助員養成研修事業」、「盲ろう者向け生活訓練等モデル事業」等の推進を重点課題とすることについて補足して欲しい。</p>	<p>視覚障害や聴覚障害を併せ持つ盲ろう者は一人ひとりの障害の状況によってコミュニケーションの方法が異なるため、専門的な知識や技術をもつ盲ろう通訳・介助員によるコミュニケーション手段の確保が必要であることを第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」に新たに記載し取り組んでまいります。      また、第6部4「人材育成」の中でコミュニケーション手段に関する人材育成について記載しており、必要な取り組みを行ってまいります。</p>
<p>27 聴覚障害のある人のための情報提供施設を設置して欲しい。また、聴覚障害のある人のための相談員を置いて欲しい。      情報提供施設にワークライフ事業の就労支援ワーカーを設置して欲しい。(他6名)</p>	<p>県としても聴覚障害者支援センターの必要性については認識しているところであり、第3部の「障害のある人のライフステージにおける課題」において記載しています。      また、第3部2-1の「身体障害のある人に係る施策の充実」のコミュニケーション支援の充実の中でも、聴覚障害のある人の総合的なコミュニケーション支援の充実を図ることとします。</p>

意見の概要	県の考え方
28 第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」の障害種別ごと身体障害のある人（肢体不自由児）のバリアフリー化が必要に公共施設を追記した方が良い	ご指摘のとおり追記させていただきます。
29 「知的障害のある人のライフステージ図」の各校の進路指導は、卒業前ではなく3年前ぐらいから取り組む。	ご指摘のとおり修正します。
30 「知的障害者のライフステージ イメージ図」の成人期における入所施設、グループホームでの指導の表現は適切か。	入所施設、グループホームでの支援 に訂正します。
31 「重症心身障害児者のライフステージのイメージ図」の日中活動サービスで療養介護は現在実施されていないため、削除した方が良い。	ご指摘のとおりさせていただきます。
32 「身体障害者のライフステージのイメージ図」の日中活動サービスについて、奈良医療センターの筋ジス病棟では療養介護が実施されているので記入する必要がある。	ご指摘のとおりさせていただきます。
33 各市町村の現場でも地域自立支援協議会での検討内容が日常の支援や相談で生かされるような情報発信の工夫を。	第3部1-I-2①「自立支援協議会の活性化」の中で、今後の情報発信のあり方について課題を検証し、検討することとします。

意見の概要	県の考え方
34 知的障害のある人にも理解しやすい資料の作成について記載するように。	第3部1-I-2②「相談支援体制の充実」の中で、障害種別に応じた情報提供について検討することとします。
35 第3部1-I-2②「相談支援体制の充実」の相談窓口の整備の中で、相談支援に関する窓口を1箇所に集めるのは良いが、地域で身近に相談できる場所が減るのは障害のある人に不便になる。	専門的な相談支援業務につきまして、ワンストップサービスのため1箇所に集めることとし、身近な相談支援窓口をなくすような趣旨ではないことを申し添えます。
36 地域自立支援協議会のコーディネーターは誰が担っているのか。会議の予算化が必要。地域自立支援協議会の運用上の課題について誰が責任を担うのか。	地域自立支援協議会は市町村が中心となって取り組んでいくこととなり、県は第3部1-I-2①「自立支援協議会の活性化」の中で地域自立支援協議会の状況を把握・評価し、地域自立支援協議会の充実を図ることとします。
37 地域自立支援協議会に対する市町村の考え方の差が大きいので、県からも働きかける必要がある。	県においても地域自立支援協議会の充実に向けた働きかけが重要であると考えており、計画にも第3部1-I-2「本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実」に取り組みを記載しているところです。
38 幼児期の親御さんにとっては、障害の気づき、確認までの不安だけでなく、その後の障害受容のプロセスを支える仕組みが不在であり、親子の障害受容を支えるための相談支援体制の充実が必要であるとを感じる。	県においても相談支援の充実が重要であると考えており、計画においても随所に記載しているところであります。 今後は、ご指摘のあった親子の障害受容を支えることのできる相談支援体制についても、その充実を目指して取り組んでまいります。
39 第3部1-I-2②「相談支援体制の充実」について、市町村のどこか一人でも良いので力量のある相談員の配置を行う必要がある。	第3部1-I-2②「相談支援体制の充実」に基づき、障害のある人の多様なニーズやライフサイクルに応じた総合的な支援を行うことができるよう、相談支援従事者の研修の開催や研修修了者のフォローアップに努めることとします。
40 現状の相談支援は、利用者をサービスにあてはめるだけにとどまっている。ケアマネジメントの本質を理解した相談支援の充実が必要。	相談支援の質的充実のためにも相談支援従事者への研修が重要であると考えて、第6部4「人材育成」において、「障害者ケアマネジメントによる相談支援に関する人材育成」の項目に取り組みを記載しているところです。
41 「相談支援体制のネットワーク」や「社会資源の連携」には、それぞれの関係者が責任を持って関わるのが重要である。	「相談支援体制のネットワーク」及び「社会資源の連携」を構築する際に、ご指摘の意見を踏まえて取り組むものとします。

意見の概要	県の考え方
42 障害者手帳で電車賃を割り引いて欲しい。家賃を補助して欲しい。	<p>身体障害者手帳や療育手帳所持者に対して、JRや近鉄等が要件に該当すれば割引制度を設けています。</p> <p>県は第3部1-I-2②「相談支援体制の充実」の中でホームページでの情報提供を引き続き行うこととします。家賃の補助の件につきましては、個別意見として伺います。</p>
43 相談支援従事者の研修等において、もっと人権感覚を研ぎ澄ませるような内容を実行されたい。	<p>これまでも県主催の相談支援従事者研修において、権利擁護に関するカリキュラムを取り入れているところではありますが、今後とも指摘の意見を踏まえ、より一層、人権感覚の鋭敏な相談支援従事者を養成できるよう取り組んでまいります。</p>
44 県の施策を見ると圏域マネージャーの配置を始め専門相談機関（療育コーディネーター、就業・生活支援センター、発達障害支援センター、高次脳機能障害支援センター）は充実されているが、いくら相談してもそれを解決するための場所が用意され確保されていなければ、意味をなさない。また、相談機関は福祉法人等に委託されその責任者は委託先の法人がもたされる。今後検討されたい。	<p>第3部1-I-2「本人とその家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実」及び第6部の中で、相談支援体制や福祉サービスの充実に努めることとします。</p> <p>また、相談機関については、社会福祉法人等がもつ専門性をいかすため、委託をしているもので、県は委託先の法人とともに責任をもって相談支援を行ってまいります。</p>
45 障害の診断件数と比較して、その後の相談先がない。また、安易に療育に親が依存してしまうことにより、親が我が子と正面から向き合う機会を奪っているのではないか。	<p>相談支援の重要性に鑑み、障害の診断を受けた子どもやその家族が相談できる相談支援体制の整備に努めます。</p> <p>また、療育のあり方についても今後必要な検討を進めるとともに、その際は、障害のある子どもを持つ親や関係者の意見を聴きながら進めます。</p>
46 地域生活適応のための施策が見えない。大学と福祉事業所などを結びつけてはどうか。実践の場への人材投資について各専門家のアドバイスのもとで人間の機能や障害について実践的な研究が進められる様にして欲しい。	<p>地域生活を進めるためには地域住民との相互理解の推進が必要となります。そこで、第3部Ⅲ-4①「相互理解のための広報啓発の推進」の中で、県は障害のある人への理解を進めるための普及啓発や地域住民との相互交流を図ることを検討したり、I-2②「相談支援体制の充実」の中で、障害のある人のニーズに応じた情報提供や相談支援体制の充実に努めることとします。また、各種協議会等における学識経験者の方からのアドバイスやⅢ-1③「障害者医療の充実と福祉と医療の連携」の中で、実践的な研究については今後課題を把握・整理の上、必要な対応を検討していくこととします。</p>



意見の概要	県の考え方
47 現状の発達障害者支援センターや地域の就学相談の機能では解決しえない部分への支援が必要である。	ご指摘のあった発達障害者支援センターや地域の就学相談の機能では解決しえない課題について検証したうえで、必要な支援について検討してまいります。
48 行政が相談業務を民間に委託しているが、その運用方法、保護者との相談内容を行政がチェックし、その後フィードバックしているか等も検討するようにして欲しい。	第3部1-I-2③「福祉サービスの充実」の中に、県はすべての障害のある人が良質なサービスを受けることができるよう、福祉サービス事業所などを指導監督する取り組みについて新たに記載することとします。
49 福祉サービス事業所が保護者からの請求等に応じて損益計算書などを開示するように記載して欲しい。行政も内容の監督を願う。	第3部1-I-2③「福祉サービスの充実」の中に、県はすべての障害のある人が良質なサービスを受けることができるよう、福祉サービス事業所などを指導監督する取り組みについて新たに記載することとします。
50 福祉サービスに関して、事業所自らが行う第三者評価だけでなく、行政が処遇の内容についてチェックする機能が重要である。	第3部1-I-2③「福祉サービスの充実」の中に、県はすべての障害のある人が良質なサービスを受けることができるよう、福祉サービス事業所などを指導監督する取り組みについて新たに記載することとします。また、これまでも県において、事業所への福祉サービスに係る処遇の内容について指導等を行ってきたところでありますが、ご指摘の意見を踏まえ、より一層、障害のある人の立場に立った処遇内容の実現に向けた指導を強化してまいります。
51 施設入所者の生活の質の向上のためには入所者の方も移動支援が使えるようになれば良い。	移動支援事業は市町村事業であり、具体的な方針につきましては本計画への記載は馴染まないため、個別事項への提案としてご意見を伺うこととします。
52 現在、高齢化が進んでいる知的障害のある人の入所施設の現状の課題を整理して欲しい。	入所施設につきましては、実態調査の結果から「入所施設の充実」を望まれている方もおられ、入所施設の今後のあり方については検討が必要であると認識しております。個別事項への提案としてご意見を伺うこととします。
53 すべての障害のある人が地域の中で普通に生活できたら素晴らしいと思うが、手厚い人的支援と安全を確保するための住環境が必要な方もいる。入所施設の解体を一気に進めることは大きな危険を伴うと思う。	入所施設につきましては、実態調査の結果から「入所施設の充実」を望まれている方もおられ、本計画に入所施設の解体を一気に進めるような趣旨の内容は記載しておりませんが、入所施設の今後のあり方については検討が必要であると認識しております。

意見の概要	県の考え方
54 高等養護学校卒業生の卒業後の支援強化について	卒業後につきましては、第3部1-I「障害のある人の生活の質の向上」や1-II「障害のある人の社会参加と就労の促進」の中で、居住の場の確保や就労支援に取り組むこととします。また、学校在学中から、福祉や企業、労働機関とさらなる連携の強化を図りながら、実践的な職業教育を充実させることとします。
55 「特別支援学校の充実」の中で、保護者への対応、情報提供含め養護学校と差がないだけの支援力が必要。	ご指摘につきまして、関係機関と連携して協議を行い、課題を把握整理の上、検討することとします。
56 特別支援教育がはじまってから、発達障害児等就学指導の対象児童が増えている。	ご指摘の意見については、その実態と課題を検証し、必要な対応を検討してまいります。
57 障害に対する診断後に、親子の障害受容を支える仕組みがないことから、専門性への過度の依存により、特別支援学校への就学を望む保護者も増えているた、特別支援学校の教室等が不足している。	ご指摘の意見については、その実態と課題を検証し、必要な対応を検討してまいります。
58 地域の小中学校における特別支援教育の充実に力を注ぎ、現状の教育法を改正できるよう県から国に対して働きかける必要がある。	ご指摘の意見については、その実態と課題を検証し、必要な対応を検討してまいります。
59 「個別教育支援」をマンツーマンの教育と誤解されているように感じる。教師が個々の子供の特性を配慮して適切な指導、教育が行えるように「個別教育支援計画」を作成することが必要である。	個別教育支援計画の作成とその必要性については、計画にも第3部1-I-3「特別支援教育の充実」に取り組みを記載しているところです。今後は、ご指摘の意見にも配慮しながら取り組んでまいります。
60 特別支援学校において、集団活動の経験を積み、学ぶ機会が必要と考える。	特別支援学校における教育のあり方について検討する際の参考意見とさせていただきます。
61 特別支援学校の特別支援教室の不足に対しての対応は。	第3部1-I-3「特別支援教育の充実」の中で、特別支援教育の充実のため、人員の配置等体制整備の充実に努めることとします。

意見の概要	県の考え方
62 奈良県内のケアホームの充実を図って欲しい。(ケアホームに視聴覚障害のある人に対する通訳者を置いて欲しい)	第3部1-I-4①「グループホーム、ケアホームの質・量の充実」や第6部「地域生活と就労への支援」の中で、グループホーム・ケアホームの確保を図ることとします。 また、グループホーム・ケアホームの充実のための必要な人材の確保については今後ご指摘の意見に配慮しながら検討することとします。
63 第3部1-I-4①「グループホーム、ケアホームの質・量の充実」の中でグループホーム等を行うものは、公営住宅を利用することができるとなっているが、各市町村の住宅部局は知らないことがある。県全体の課題として捉えて欲しい。	県では、福祉部局だけでなくまちづくり推進局など関係部局と連携を行いながら検討することとします。

### 【第3部 II 障害のある人の社会参加と就労の促進に関するご意見】

意見の概要	県の考え方
64 ケアホームやその他福祉事業の開設に対し近隣住民の理解が得にくい。開設時地域住民の同意書が必要というのは理念に合わないのではないか。(反対があった場合、当事者・事業所・行政が一緒になり、理解を求めるように動くべき)	近隣住民の理解が得られるように第3部1-II-1①「障害のある人の社会参加の促進」や1-II-1③「障害福祉版アドプトプログラム」、1-III-4①「相互理解のための広報啓発の推進」等の中で、地域住民との交流などを通じて、相互理解の促進や障害に対する正しい理解を進めることとします。
65 施設入所者の社会参加や地域移行のための補助システムを設けて欲しい。(他、地域生活で行き詰まった人たちのためや24時間の生活訓練を必要とする人たちのためにも入所施設について施策検討をする必要がある。)	第3部1-II-1①「障害のある人の社会参加の促進」の中で、施設入所の方の地域移行を段階的に進めるため、障害福祉サービスの活用の推進や地域生活を体験できる場の提供など、地域移行をめざした総合的なシステムの検討をおこなひ、地域生活を円滑に進めることとします。

意見の概要	県の考え方
66 イベントや福祉の関係の行事をもっと増やして、障害者同士のお見合いの場所やそのカウンセリングなど障害のある人が一人ぼっちにならないようにして欲しい。	第3部1-II-1①「障害のある人の社会参加の促進」の中で、チャリティーや手作り市等の開催による地域の人との交流、また、スポーツやレクリエーションを中心とした交流の促進を検討することとします。
67 障害のある人を支えている様々なサークルやNPO法人、社会福祉法人など社会資源を（育て）（励まし）（援助する）事を基本に援助のやり方を変えて欲しい。情報提供をインターネットで公表することを各福祉圏域で工夫されたい。特に自立支援協議会の役割を積極的に果たして欲しい。	第3部1-II-1「企業・地域と障害のある人がつながるシステムづくり」の中でボランティアやNPO活動に関する情報提供・発信を行う奈良ボランティアネットや障害のある人を活動支援するボランティアセンターを運営し、障害のある人を支えている人たちを支援することとします。また、第3部1-II-2①「自立支援協議会の活性化」の中で自立支援協議会の活動の充実を図ることとします。
68 社会福祉法人が様々な面で免税措置を受けるのに対し、同じサービスを実施しているNPO法人の場合には事業収益からわずかでも繰越金が発生したら法人税の対象となり、小規模事業所の運営上の大きな足かせとなっている、一定の条件のもと小規模NPOの事業所の減免措置が不可欠である。	個別事項への提案としてご意見を伺います。
69 NPO法人等への援助方法として、県の施設を格安で貸し出し事務所の援助を行う必要がある。	ご指摘の意見については、その実態と課題を検証し、必要な対応を検討してまいります。
70 仕事のことと、親が亡くなってからの生活が心配。	第3部1-II「障害のある人の社会参加と就労の促進」の中で、障害のある人の雇用の促進について検討することとします。また、「親亡き後」については第3部I-4②「障害のある人向け住宅の確保」の中で障害のある人が安心して暮らすことができる住まいについて検討するとともに、II-4①「各種障害者手当・年金等の充実」の中で障害者の所得の充実に向けて取り組むこととします。
71 今年の春から活動を始める。ハローワークの求人票で3日/週、2時間の仕事を増やして欲しい。	ハローワークの求人に関しては労働局の管轄となります。県では第3部1-II-2④「障害のある人の就労に向けた支援」の中で、短時間労働などの多様な働き方を広めるようにします。

意見の概要	県の考え方
72 就職をもっとできやすくなるようにして欲しい。(他、精神障害のある人でも一般の企業で一人でも多く働けるように、県に指導して欲しい。)	第3部1-II「障害のある人の社会参加と就労の促進」の中で、多様な雇用機会の創出や企業と障害のある人の相互理解を促進し、企業と連携してマッチングのための職業紹介等の仕組みを検討します。
73 障害者雇用における、助成金申請が複雑で一般就労が進まない。障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金や特定求職者雇用開発助成金など施設からの雇用で現実に即した利用を望む。	労働局など関係機関に要望として伝えることとします。
74 障害者就業・生活支援センターの充実のために職員の増員とそれに対応する予算措置をすべきである。	障害者就業・生活支援センターにおける相談件数等をみながら必要な対応を検討してまいります。
75 地域福祉や医療等の幅広い知識とスキル、地域と人への温かいまなざしをもったコーディネーターを地域包括支援センター等に配置し、小地域単位(小、中学校区)で障害者理解などの環境作りを行い、それを市町村、県全体で共有することとするべき。	第3部1-II-1③「障害福祉版アドプトプログラム」の中で、民生・児童委員や障害者相談員など地域福祉の推進役と連携を行い、地域における自主的な活動の充実に向けた支援を行うこととします。また、コーディネーターの配置や障害者理解のための環境作りの構築につきましては、個別事項への提案としてご意見を伺うこととします。
76 第3部I-2「障害者雇用モデルの確立」の中に、「役務を主体とした事務系就業を目的に、IT技術を基本としたデータ入力や編集、ホームページなどのメディアやコンテンツ制作、パソコン教室の指導員、会計事務などの就労モデルを「ソーシャル・ビジネス・オフィス」として構築し、具体的な就労イメージづくりと体験ができる取り組みを行う。このような継続した支援ができるように「IT就労支援センター」を設立」を追加してはどうか。	ご指摘の点につきましては、第3部1-II-1②「障害のある人の就労に向けた支援」の中で、障害の特性に応じたパソコン研修の開催などIT化に対応した取り組みを進めるとともに、第3部1-II-2②「事業所としての県庁の雇用実践」の中で、「奈良県障害者就労支援実践会議」を設置・運営することで、障害のある人の就労支援に向けた具体的な取り組みを行うことを新たに記載し、県庁における職場実習などを通じた職場体験を進めることとします。

意見の概要	県の考え方
77 障害者雇用全国1位をめざす実施方針を明記するように。	障害のある人の雇用推進につきましては、障害のある人がいきいきと生活し、生活の質の向上を図るために非常に重要な施策であると認識しています。そこで、第3部1-Ⅱ-2「障害者雇用モデルの確立」の中で、県が企業と福祉分野の架け橋となって、実践を通じた障害者雇用モデルの創出や県内企業の障害者雇用への取り組み等を広げていながら、企業や県民の理解を深めるとともに、企業に対して障害のある人や障害特性について理解を進め、障害者雇用全国1位となるべく障害者雇用が進むように取り組むこととします。
78 就労系に関しては、単に数値が増えれば良いとせず、企業の参入に対してはその内容を吟味して欲しい。	ご指摘の意見に配慮しながら、必要な対応を検討してまいります。
79 NPO法人「奈良県社会就労事業振興センター」へ官公からの仕事が受けられるように要望する。(他、福祉的就労に対する官公需受注への協力を明記するように。) 他1名	第3部1-Ⅱ-1④「ものづくり」における農工との連携に記載したとおり、NPO法人「奈良県社会就労事業振興センター」につきましては、障害者福祉施設等における就労支援の中核機関と位置づけ、技術支援や製品販売機会の確保等を行うとともに、同じく第3部Ⅱ-3①「公的機関の発注拡大」の中で、障害者施設からの物品購入や役務の調達を進めることとします。
80 県主催イベントや県有施設での活用を、もっと活発に行って欲しい。	第3部1-Ⅱ-2③「福祉的就労への支援」の中で、県主催イベント及び県有施設における授産品の販売機会の確保と販売の促進に取り組むこととします。また、平成20年12月に策定した「奈良県庁障害者就労支援実行計画」の「県有施設及び県主催イベントにおける授産品販売機会の確保」の中で、具体的な検討を記載しております。
81 県のあり方を見据えた上で、どのような仕事それぞれの障害種別に向いているのかの研究が必要ではないか。	第3部1-Ⅱ-2①「県主導による障害者雇用モデルの開発・実践」の中の、実践を通じた障害者雇用モデルの中で、必要な検討をします。
82 第3部1-Ⅱ-2①「県主導の障害者雇用モデルの開発」は、非現実的であり、削除すべき。	県では、これらの施策は障害のある人の社会参加と就労を促進するために必要なものと考えており、計画から削除することはいたしません。今後は、施策の実現に向けて努力していきたいと考えております。
83 第3部1-Ⅱ-2①「県主導による障害者雇用モデルの開発・実践」の中に委託業務における障害者就労推進施策を明記する。	第3部1-Ⅱ-2②「事業所としての県庁の雇用実践」の中で、県が発注する委託業務などを活用して、障害のある人の働く場を広げるための方策について、新たに記載させていただきます。

意見の概要	県の考え方
84 第3部1-II-2④「企業による障害者雇用の推進」の中に法定雇用未達成は「法令違反」であり、「社会的責任（CSR）」を果たしていない」ことを明記する。県と取引しているもしくは補助を受けている未達成事業所に対する県の指導方針を確定する必要がある。	用語の解説の中で、法定雇用率について新たに説明させていただきます。未達成事業所への指導について、県の計画に記載はしませんが、指導を行う労働局と連携し雇用創出のための施策に取り組んでゆきます。
85 県庁の地下売店横の店舗の活用や県庁売店そのものの仕入れや販売等を障害者施設等に委託することが必要ではないか。	ご指摘の意見については、今後検討してまいります。
86 一般雇用が難しい障害状況の方への福祉的就労について見えない。	第3部1-II-2④「福祉的就労への支援」に記載されたとおり、「工賃倍増計画」に基づき工賃の向上に向けた支援を行うこととします。また、県における物品購入や役務の調達の際、障害者施設の積極的な活用を進めます。
87 第3部1-II-3②「公的機関・大企業により5年インターンシッププログラム」の中に、県がこれまで実施してきた障害者職場実習について市町村へ働きかけることを記載する。	ご指摘の件につきましては、第3部1-II-3②「公的機関・大企業によりインターンシッププログラム」の中で、公的機関が社会体験やインターンを受け入れる仕組みを行うと記載しているとおりに、市町村も含めた公的機関に対して仕組みづくりを検討することとします。
88 トライアル雇用に関して、本当に雇用を前提としているか、雇用されない場合のチェックや監査の必要性があるのではないか。	障害のある人の雇用促進のため、労働局などの関係機関と連携を行い、トライアル雇用の活用などを通じた職場適応への支援が必要であると考えております。ご意見につきましては、労働局の事業であるため労働局に伝えることとします。
89 職業準備のための各種訓練や体験実習などに対して施策が必要。ジョブサポーターやジョブコーチも相当数必要である。（他、ジョブコーチの人材を増やして欲しい。）	第3部1-II-3②「公的機関、大企業におけるインターンシッププログラム」の中で、公的機関や企業が社会体験やインターンを受け入れるための仕組み作りについて検討を行うこととします。また、ジョブサポーターにつきましては県で「ジョブサポーター派遣事業」を実施し、養成についても支援を行っております。なお、ジョブコーチにつきましては奈良障害者職業センターに要望を伝えることとします。
90 年金受給のアップについて。	第3部1-II-4①「各種障害者手当・年金等の充実」の中で年金等の充実の必要性について認識しております。国に対して給付水準の向上を積極的に要望することとします。

### 【第3部 Ⅲ障害のある人の安心の確保に関するご意見】

意見の概要	県の考え方
91 奈良医大を利用していますが、3分問診になるので、せめて10分くらい往診して欲しい。精神科医の数を増やして充分診察できるようにして欲しい。	第3部1-Ⅲ-1③「障害者医療の充実と福祉と医療の連携」の中で障害のある人が安心して医療を受診することができるよう、関係機関と連携を図りながら医療受診体制の整備を図っていくこととします。
92 第3部1-Ⅲ-1②「重症心身障害児（者）への支援」のホームヘルパーの養成の中で、知的障害や全身性障害の後に、重症心身障害を追記した方が良い。	ご指摘を受けて、重症心身障害を含め、障害特性に応じた支援ができるに修正します。
93 第3部1-Ⅲ-1②「重症心身障害児（者）への支援」の医療的ケアについて、「緊急時にも対応できる施策の充実に努める」を追記した方が良い。	ご指摘のとおり、新たに記載させていただきます。
94 重症心身障害児（者）には居宅サービスとともに家族支援が必要。休日の兄弟の保育など極めの細かい支援が欲しい。	ご指摘の点につきましては、今後関係部局と協議しながら検討していくこととします。
95 第3部1-Ⅲ-1③「障害者医療の充実と福祉と医療の連携」の中で、「県は脳性まひ等の二次障害に対する正しいリハビリテーションを受ける機会を設けるように努めます」を記載した方がよい。	後段においてリハビリテーション体制の整備についての取り組みを記載しており、ご指摘の意見はこの中に含まれると考えます。
96 強度の自閉症や行動障害のある方も過ごせる避難場所の設置と広報があれば良い。	第3部1-Ⅲ-3①「防災知識の普及と避難誘導等の支援の確立」、「防災・防犯体制の向上」の中で、障害のある人に配慮した避難場所の整備や情報提供の体制構築について検討することとします。
97 災害時の福祉避難所の設置と市町村の援護者リスト作成状況に格差がある。	第3部Ⅲ-3②「防災・防犯対策の充実」の中で、県及び市町村防災計画に基づき、障害のある人に配慮した避難所の整備に取り組むこととします。



意見の概要	県の考え方
98 知的や精神障害の特性や対応方法に理解のある警察職員のための研修会、実習等を行って欲しい。	第3部Ⅲ-3②「防災・防犯体制の向上」の中で、障害について知識をもった警察職員の配置を進めることとし、具体的な支援のあり方は今後、関係部局と連携し協議することとします。
99 就労の現場や福祉サービスの現場において発生している人権侵害に対する強い抑止施策が必要である。	県としても障害のある人の権利擁護や差別の禁止といった事項は重要であると考え、第2部及び第3部の1-Ⅲ「障害のある人の安心の確保」及びにおいて、差別や虐待の防止に取り組むことを追加しました。
100 障害者の虐待防止のための施策を盛り込む必要がある。 「あらゆる障害者差別を許さない」という県の強い姿勢を示すべき。	県としても障害のある人の権利擁護や差別の禁止といった事項は重要であると考え、第2部及び第3部の1-Ⅲ「障害のある人の安心の確保」及びにおいて、差別や虐待の防止に取り組むことを追加しました。
101 成年後見制度の欠格条項として、選挙権の喪失などがある。利用しやすい制度を望む。	成年後見制度につきましては、第3部Ⅲ-4③「権利擁護のための施策の充実」の中で、制度の周知や、利用しやすくするための相談環境の充実に取り組むこととします。
102 手話通訳者の育成等、既存の事業を制度を継続しつつ、広く県民に「聴覚障害」や「手話」の啓発や普及を図る事業を組み入れて欲しい。	第3部Ⅲ-4①「相互理解のための広報啓発の推進」の中で、聴覚障害など全ての障害のある人に対する理解をすすめることとします。
103 年齢に応じた福祉を理解できる教育が必要である（障害など）	第3部Ⅲ-4①「相互理解のための広報啓発の推進」の中で、全ての障害のある人に対する理解をすすめることとします。

### 第3部 身体障害のある人に係る施策の充実に対するご意見】

意見の概要	県の考え方
104 手話通訳派遣事業について、現在は市町村の事務となっているが、対応にばらつきがある。市町村移乗した事務をまた県で一元的に管理・推進することを検討して欲しい。	第3部2-1③「コミュニケーション支援の充実」の中で、市町村と連携を行いながらコミュニケーション支援の充実を図ることとします。県による一元的な管理については、意見として伺います。

### 【第3部 知的障害のある人に係る施策の充実に対するご意見】

意見の概要	県の考え方
105 軽度の障害のある人はある程度の事象がわかるため、保護者は日常生活に大変困っている。支援レベルでも考慮して欲しい。	障害の程度や障害のある人が抱えている課題、環境により支援のあり方は様々になると思われます。そこで、県では障害のある人やその家族にきめ細かく対応できるように、本計画に基づき相談支援体制や福祉サービスの充実に努めることとします。

### 【第3部 重複障害のある人に係る施策の充実に対するご意見】

意見の概要	県の考え方
106 重症心身障害児施設の医師、看護師不足が課題としてある。重症心身障害児施設の医師、看護師が確保できないため県内の重症心身障害児が万床とならない。このことがショートステイを受けられないことにつながっている。重症心身障害児（者）のことに理解のある医療スタッフの養成と人数の確保をお願いする。	ご指摘の点につきましては課題に記入させていただきます。また、医療スタッフの養成につきましては取り組みの方向性の中に「県は障害についての深い知識をもった、質の高い医療従事者の養成確保に努めます」と新たに記載させていただきます。

#### 【第4部 数値目標に対するご意見】

意見の概要	県の考え方
107 聴覚障害者支援センターの設置が必要であることから数値目標を設定して欲しい。(他1名)	第2部「障害のある人のライフステージにおける課題」の中で、聴覚障害者支援センターの必要性については認識しております。また、第3部2-1③「コミュニケーション支援の充実」の中で、視聴覚障害のある人に対する総合的なコミュニケーション支援の充実を図ることとします。
108 障害者実雇用率、法定雇用率達成企業割合の「%」、「全国順位」を記載する。	達成企業の割合は、既に数値目標としているところであり、目標の達成により必然的に全国順位も上がるものと考えます。障害者実雇用率は、法定雇用率の算定基礎となる労働者数と障害者数の双方の数値の変動の影響を受けることから数値目標とはしていませんが、県としてはその向上は必要であると認識しています。雇用創出できる障害者数について、数値目標の設定は難しいですが、障害者と企業などのマッチングを図りながら増やしていきたいと考えています。
109 雇用創出できる障害者数の数値目標を明記する。	
110 法律そのものが不安定で変動的な中、すべての数値目標は今後必要に応じて見直しをするものと明記が必要。	ご指摘のとおり、「今後状況に応じて数値目標の見直しをすることとします」と第4部及び第6部の表紙に追記します。

#### 【第5部 圏域の状況に対するご意見】

意見の概要	県の考え方
111 奈良圏域について、市町村合併後の山間地域の相談事業等の不足の解消が必要。圏域の中で格差がある。	奈良圏域の「相談支援体制の整備」の中で、市民が利用しやすい相談支援体制について十分な協議を行い、中長期的な支援体制づくりを検討することとなります。
112 奈良圏域について権利擁護の概念が確立されていないという表記がある。これで良いのか。	ご指摘のとおり、表現を改めさせていただくこととします。

## 【第6部 地域生活と就労への支援に対するご意見】

意見の概要	県の考え方
113 知的障害のある人の高齢化対策についてふれられていない。	第6部「地域生活と就労への支援」の中で、訪問系サービスの強化やグループホームやケアホームなどの居住の場の確保を行うこととし、また、障害のある人のニーズや様々な障害特性に応じた相談支援体制を整備し、すべての障害のある人が安心して生活を行うことができるようにします。
114 地域移行を促進するための方策を記するとともに、地域生活を支援するための相談支援体制の充実についても言及すべき。	相談支援の充実については、県も重要な事項と考えており、第6部において、相談支援従事者に対する研修等、人材育成に関する取り組みを記載しているところです。